主文

原判決中控訴人に対する部分を次のとおり変更する。

控訴人はAと連帯して被控訴人に対し、金参拾参万円とこれに対する昭和参拾壱年七月壱日以降右完済に至るまでの間の年壱割八分の割合による金員を支払え。

被控訴人のその余の請求を棄却する。

本件当事者間の訴訟費用を第一、二審を通じて四分し、その壱を被控訴 人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

事 実

控訴人は原判決中控訴人に対する部分を取消す、控訴人に対する被控訴人の請求を棄却する、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とするとの判決を求めた。被控訴人は(訴の一部取下の方法で後に記すとおり請求を減縮した上残部の請求につき)控訴棄却の判決を求めた。

証拠として被控訴人は甲第一号証の一、二、第二号証、第三号証ないし第五号証の各一、二を提出し、原審証人C、Dの証言を援用し、乙第一号証中郵便官署作成部分及び乙第二号証の成立を認め、その余は不知、甲第一号証の一の認否の訂正には異議があると答えた。控訴人は乙第一、二号証を提出し、当審証人A、Cの各問を求め、甲第一号証の一は控訴人名下の印影が控訴人の印鑑と同一であることのみ認め、成立は否認する。この点に関する原審の口頭弁論調書の記載は誤つている。甲第一号証の二と第三号証の一以下の郵便官署作成部分とはいずれも成立を認め、その余は不知と答えた。当事者双方は更に、被控訴人において当審証人Aの証言につき、控訴人において原審証人D、原審並びに当審証人Cの各証言につき、れぞれ互いにこれらの証言が事実に反する旨を述べた。

理由

- 、 まず、本件の主債務である貸金の成否につき考察する。

成立につき争がない乙第二号証、原審並びに当審証人Cの証言によつて真正なものと認めうる甲第一号証の一(但し控訴人名義の部分については後述する)、甲年二号証の各記載と右証言並びに原審証人Dの証言を綜合すると、Aは昭和三十年小所を建築していたが、その資金に不足をきたしたので、Cに資金調達の斡旋を表し、同人はこれを被控訴人に、被控訴人は更に訴外Bにそれぞれ依頼した結果、Aを債務者、被控訴人及びに表し、Aは被訴人とする被控訴人主張の如き消費貸借が成立したこと、しかし、Aは被控訴人主張の如き弁済をしたのにとどまり、その余の弁済をなしえなかつたので、上述を記述の担き弁済をしたのにとどまり、その余の弁済をなしえなかったので、直接の担き弁済をしたのにとどまり、その余の弁済をなしえなかったので、上述を記述の担き出述の担害をとして金三万円合計金三十三万円の支払をするよう求められ、やむを

よつて、以下、本件の連帯保証契約の成否につき考察する。 原審並びに当審証人Cの証言によると、被控訴人はもともとAを知らず、ただ知 人のCに依頼された関係で前記のようにAのために連帯保証人となつたもので、同 人が債務を履行しないために自分が債権者から追及され、代払をしなければならな くなつたのについては、その後の自己のAに対する求債権が確実に担保されること を強く望み、当時C及びCを通じてAに対し、自己が同人に対して取得することとなる求債権について、同人がその所有不動産に抵当権を設定すること及びCとAの 妻である控訴人の両名が連帯保証をすることを要求し、CとAの承諾をえて前記の とおり出捐をしたのであること、そしてその結果として右両名は本件の消費貸借に ついて右趣旨にそう借用証書(甲第一号証の一)を作成し、同書面中連帯保証人と しての控訴人の住所、氏名、捺印部分はAがこれを記載、押捺し、このようにして 両名が被控訴人方に持参し交付したことが認められる。ところで、右証言及び当審証人Aの証言によると、Aと控訴人とは元来同居の夫婦であり、しかも本件貸借が生ずるようになつた原因であるアパートは昭和三十一年に完成した当初から控訴人の所有名義となつているものでしたがつてこの貸金は控訴人にとつて無縁のもので はない上、右甲第一号証の一の控訴人の名下に押捺された印影は控訴人の印鑑であ り、その印顆はAが当時自己の印顆と共に常時所持していたことがそれぞれ明かで ある。また、右Cの証言と原審証人Dの証言を併せると、この借用証書が差入れら れた際に、Cと控訴人との各印鑑証明書が添付されていなかつたので、被控訴人か ら添付の要求があり、その直後からCは被控訴人の使いとして度々控訴人宅を訪ね

て控訴人に対しその事情を話して同人の印鑑の証明書を早く被控訴人にとどけるよ う催促し、被控訴人の子Dも昭和三十一年六月頃以降、同様被控訴人の使者として、度々同様の催促をしたが、控訴人は、この間、自己が連帯保証人であることを 争つたことはなく、印鑑証明書は夫であるAにいつてあとでとどけるという返事を 繰返していたことをそれぞれ認めることができる。当審証人Aの証言中以上の認定 に反する部分は信をおきがたく、また他にこの認定を左右するに足る証拠はない。 

行として、本件貸金元本金三十三万円及びこれに対する昭和三十一年七月一日以降 同年同月末日までの間の年一割八分の割合による利息、同年八月一日以降右完済に 至るまでの間の同じ割合による損害金の各支払を求める部分は理由があるからこれ を認容すべきであるが、この限度を超える損害金の支払を求める部分は理由がない から棄却すべきである。

よつて、右の限度で原判決を変更し、 (原判決中変更をうけない部分に対する仮 執行宣言は効力を失わない。)訴訟費用の負担について民事訴訟法第九十六条、第 九十二条本文に則り、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 谷弓雄 裁判官 橘盛行 裁判官 山下顕次)